

アシウノ部

エレヂテ

繼嗣財産

繼嗣權

Hérédité

〔本義〕羅甸ノ「エレス」ヨリ出ツ「エレス」ハ「相續人ト爲ル」ノ義

〔釋解〕相續ニ入ルヘキ一切ノ物チイフ○ブーイエ人ノ死後ニ遺リタト財産ノ全部又ハ一部チ受クル權チイフ又權利ニ屬スルト義務ニ屬スルトチ問ハズ總テ相續スヘキモノチイフ

〔參照〕(民)一六九六以下、繼嗣ハ(民)七二四、七七四、繼嗣ノ所行ハ(民)七七八以下、七九六、(訴)九八八、九八九、

Héritier.

エリチエ

繼嗣

〔本義〕羅甸ノ「エレジタレ」ヨリ出ツ「エレジタレ」ハ「繼嗣」ナ
リ

〔釋解〕相續チ受クルタメ法律ニ依テ呼ハル、人チイフ

Héritier bénéficiaire.

エリチエ、ベ子フィシエル

便益乃繼嗣

エリチエ、スー、ベ子フィス、ド、エンウァンテル

Héritier sous bénéfice d'inventaire.

目錄便益ノ繼嗣

〔本義〕「ベ子フィシエル」ハ「利益」ノ「義」(ベ)ノ部一〇參看「スー」ハ
「ニテ」ノ意「ベ子フィス」ハ「ベ子フィシエル」ノ名詞ナリ「ド」ハ「ノ」
ナリ「エンウァンテル」ハ「目錄」ナリ(イ)ノ部二八(口音)「ド、エン

ウァンテールハ「デ」ンウァンテール

〔釋解〕ブーイエーニ之ヲ「エリチエ、スー、ベ子フィス、ダンウァンテール」トイフ目錄ノ便宜ニ依テ相續ヲ受ケ而シ其相續中ニ於テ受ケタル丈ケニ非ラサレハ負債ヲ辨濟スルニ及ハサル所ノ相續人ナリ

Héritier pure et simple.

エリチエ、ピウル、エ、センプル

通常ノ繼嗣

〔本義〕「ピウル」ハ「純粹」ノ義「エ」ハ「及」ナリ「センプル」ハ「通常」ノ義〔釋解〕ブーイエ通常ノ相續ヲ受ケ而シ相續中ノ一切ノ負債ヲ際限ナク負擔スル所ノ相續人ナリ

オミシド

Homicide.

殺害

殺害人

〔本義〕羅甸ノ「オミシダ」ヨリ出ツ「オミシダ」ハ「オモ」ト「カイ
デレ」ト合成セシモノニテ「オモ」ハ「人」ナリ「カイデレ」ハ「殺
ス」ノ義

〔釋解〕人ヲ殺ス所爲チイフ又形容ノ意ニ之ヲ用井ルキ
ハ此所爲チ爲シタル人ヲモイフ

Homicide volontaire.

オミシド^エウオロ^テル

有意^ニ殺害

Homicide involontaire.

オミシド^エンウオロ^テル

無意^ニ殺害

〔本義〕「ウオロ^ンテ^ル」ハ「望ム」^ル「欲スル」又「好ム」ノ義又「エ^ンウオ^ロ
ンテ^ル」ハ「望マヌ」^ル「欲セヌ」^ル「好マヌ」^ルノ意ナリ

〔釋解〕ブーイエ佛國刑法ニテ「オミシド」ノ區別ヲ爲ス
左ノ如シ第一「プレメギダシオン」(豫謀ナリ)部四五
又ハ「ゲタパン」(待伏ナリ)部一三ヲ以テ犯シタル「オ
ミシド」ヲ「アサシナ」(謀殺ナリ)部八三トイヒ之ヲ死
刑ニ處ス第二豫謀ナクシテ隨意ノ(ウオロソテ)毆打ヨ
リ生スル「オミシド」ヲ「ムールトル」(故殺ナリ)部九
トイヒ其場合ニ依リ死刑又ハ無期徒刑ニ處ス第三「エ
ソプリッダン」(不注意)又ハ「アクシダン」(變災ナリ)部一
五ニ係リ意ナクシテ犯シタル「オミシド」ハ其場合ニ依
リ禁錮又罰金ニ處セラレ又ハ償金ヲ拂ハシメラル第
四正當防禦ノ場合ニ於テ犯シタル「オミシド」ハ重罪ト
爲ラス又輕罪ト爲ラサルナリ

〔参照〕(刑)二九五、三一九、三二七、三二八、

何磨羅噶孫オモロゴス 窩群オモロゴス 嗚オン

四

Homologation.

確認

〔本義〕「オモロゲトイフ 働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本
希臘ノ「オモロゴス」ヨリ出ツ「オモロゴス」ハ「オモス」ト「ロ
ゴス」ト合成セシモノニテ「オモス」ハ「一様ナル」ノ義「ロゴ
ス」ハ「一致」ノ義即チ「一様ニ合同スル」ノ意ナリ
〔釋解〕書面ヲ裁判官へ差出ストキ裁判官之ヲ證認スル
コナリ

〔参照〕(民)七二、三五四、四五八、四六七、(訴)八八五、九五四、(商)二、

オノレル

報謝

五

Honoraires.

榮再

報謝

榮稱

〔本義〕「オノレ」トイフ勳詞ノ變シタル形容詞ニシテ「オノレ」ハ「貴重スル」ノ義

〔釋解〕人ノ功勞ニ酬ユル爲メニ與ヘタル謝禮ナリ又總テ法官ノ職務ヲ解キタル後ニ有スル榮譽ノ稱號ヲモイフ

ウイクロ

隱密

〔本義〕「ウイ」ト「クロ」ト合成セシモノニテ「ウイ」ハ羅甸ノ「オスチオム」ヨリ出ツ「オスチオム」ハ「門」ナリ「クロ」ハ「クロル」トイフ勳詞ノ變シタル形容詞ニシテ其本羅甸ノ「クロ」デレ「ヨリ出ツ」クロデレ「ハ」物ニ栓チスルノ義「今」填塞「又

「閉塞」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕閉鎖シタル門ナリ「ウイクロ」ハ全ク公ケナラシメ
サル爲メニスル事ナリ凡ソ隱忌スヘク或ハ醜態ニ係
ル訴訟ヲ爲ストキハ訟廷ヲ閉ツルヲ許ス何トナレ
ハ右等ノ事ハ人ノ安寧又ハ風俗ニモ管係スルヲアル
カ故ナリ尤モ裁判ヲ宣告スルトキハ必ス之ヲ公ケニ
爲スナリ若シ之ヲ公ケニ爲サ、ルトキハ其裁判ハ成
立セサルモノト見做ス即チ「ウイクロ」ハ唯訴訟吟味ノ
間ノミニ限ル事ナリ

〔參照〕民事ニ付テハ〔訴〕八七、刑事ニ付テハ〔憲法〕八一、

ウイシエ

使吏

Huissier.

七

〔本義〕羅詞ノ「オ」チ「ア」リツ、ヨリ「エ」

〔本義〕羅甸ノ「オスチアリツス」ヨリ出ツ「オスチアリツス」ハ本
ト「門者」ナリ後チ又「裁判所ノ門候」チイフ今慣用シテ竟
ニ「裁判所ノ小吏ノ名トス

〔釋解〕裁判所ノ諸命令ヲ傳へ及ヒ裁判執行ノ諸務ヲ爲
ス「」ニ付テ任セラレタル所ノ「オフィシエ、ミコステリエ
ル」〔裁判所附屬職員〕ナリオノ部二ナリ

〔參照〕訴訟ノ讓渡ハ〔民〕一五九七、書面ノ代價ハ〔訴〕六七、證
人吟味ハ〔訴〕二九三、入費ハ〔訴〕六〇、時効ハ〔民〕二二七二、二
二七六、返却ハ〔民〕二〇六〇ノ七項、權力ハ〔訴〕五五六、責任
ハ〔訴〕一三二、

八

Hypothèque.

イポテク

書入質

Hypothèque légale.

イポテク、レガル
法律上書入質

Hypothèque judiciaire.

イポテク、ジュヂシエル
裁判上書入質

Hypothèque conventionnelle.

イポテク、コンウァンシオ子ル
合意上書入質

〔本義〕羅甸ノ「イポテカ」ヨリ出ツ「イポテカ」ハ希臘ノ「ユポ
テク」ヨリ出ツ「ユポテク」ハ「質」ニ置クノ義「レガル」ハ「法律
ノ」ノ義「ジュヂシエル」ハ「裁判」ノノ義「コンウァンシオ子ル」ハ
「合意」ノノ義

〔釋解〕一ツノ義務ヲ償フタメニ引當ニ爲シタル不動産
上ノ物權ヲイフ此權ノ性質タル分離スヘカラサルモ

上ノ物權ヲイフ此權ノ性質タル分離ナルハ...

ノニシテ而シテ其不動産ノ全部及ヒ各部ノ上ニ盈滿シ
テ成立ツモノナリ勿論此不動産ハ何人ノ手ニ渡ルト
モ其權ハ輒チ依然タルナリ其書入質ノ種類ニ三アリ
其一ハ法律上ノ書入質ナリ法律上ノ書入質トハ獨リ
法律ノ力ヨリ生スルモノチイフ又一ハ裁判上ノ書入
質ナリ此書入質ハ裁判ニ依テ生スルモノナリ又一ハ
約束上ノ書入質ナリ此書入質ハ公正ノ書面ニ依テ成
ルモノナリ

〔参照〕(民)二〇九二以下、二一一四以下、法律上書入質ハ(民)
二一二一、裁判上書入質ハ(民)二一二三以下、合意上書入
質ハ(民)二一二四以下、登記ハ(民)二一三四以下、委棄ハ(民)
二一六六以下、消滅ハ(民)二一八〇、滌除ハ(民)二一八一以

イノ部

下、

六〇八

キ